

共同生活介護(ケアホーム)と共同生活援助(グループホーム)の一元化に伴う事業所の事務手続き等について(抜粋)

障害者総合支援法の改正により、平成 26 年 4 月より共同生活介護(ケアホーム)が共同生活援助(グループホーム)に一元化されます。

1. 制度改正の概要

- (1) 共同生活介護(ケアホーム)と共同生活援助(グループホーム)の一元化
- (2) 利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供が行えるよう、外部の指定居宅介護事業所と連携すること等により介護サービスを提供する『外部サービス利用型共同生活援助』を創設
- (3) 地域生活への移行を目指している障がい者や現にグループホームを利用している障がい者の中には単身での生活を望む者もいるため、1人暮らしに近い形態の『サテライト型住居』を創設
- (4) 夜間支援及び日中支援等に係る加算の見直し

2. 平成 26 年 4 月 1 日以降(一元化後)の事業所形態

下記のいずれかの事業所形態を選択できることとなります。

- (1) 指定共同生活援助事業所(介護サービス包括型)
- (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所

3. 経過措置

(1) みなし指定について

平成 26 年 4 月 1 日において現に指定共同生活介護(ケアホーム)の事業を行う事業所又は指定共同生活援助(グループホーム)の事業を行う事業所については、下表の右欄の事業所とみなされます。

現行	平成 26 年 4 月 1 日以降【一元化後】
指定共同生活介護事業所(ケアホーム)	指定共同生活援助事業所(介護サービス包括型)
指定共同生活介護・指定共同生活援助一体型事業所	
指定共同生活援助事業所(グループホーム)	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所

(2) 人員に関する基準関係について

平成 26 年 4 月 1 日において現に存する指定共同生活援助事業所が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについては、当分の間、世話人の配置基準を常勤換算を 6 : 1 以上ではなく、10 : 1 以上とします。

(3) 設備・運営に関する基準関係について

外部サービス利用型指定共同生活援助事業者については、事業の開始に当たって、予め指定居宅介護事業者と受託居宅介護サービスの提供に関する委託契約を締結する必要がありますが、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについては、平成 26 年 4 月 1 日以降最初の指定の更新までの間は、必ずしも指定居宅介護事業者と契約を締結している必要はなく、受託居宅介護サービスの提供の開始までに契約を締結すればよいものとします。

4. 事業所指定に係る手続きについて

現に指定共同生活介護(ケアホーム)の事業を行う事業所又は指定共同生活援助(グループホーム)の事業を行う事業所が一元化後の事業所形態に移行する場合には、指定申請の手続きは不要ですが、変更届出が必要となります。

※1 運営規程(事業所の種類、従業員の職種、員数等)等の変更について届け出が必要となります。届け出時期については、平成 26 年 4 月 11 日までとします。

※2 一体型事業所においては、平成 26 年 4 月 1 日以降は原則として、一の指定共同生活援助事業所(介護サービス包括型)に移行するものであるため、現に指定を受けている共同生活援助事業の廃止について平成 26 年 3 月 31 日までに届け出る必要があります。

5. 報酬関係に係る手続きについて

平成 26 年 4 月から加算を算定する場合は原則 3 月 15 日までに届け出をする必要がありますが、見直しが予想される加算を算定する場合の届け出時期については、平成 26 年 4 月 30 日までとします。

6. その他

- ① 定款に「共同生活介護」の名称のみを用いている場合は、平成 26 年 4 月 1 日以降については、「共同生活援助」へ変更する必要がありますので、速やかに定款変更の手続きをお願いします。
- ② 福岡市HPに掲載している様式等については、平成 26 年 4 月 1 日以降更新予定です。

7. 利用者の支給決定等について

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、受託居宅介護サービスを利用する場合、利用者は共同生活援助の支給決定に加え、受託居宅介護サービスの支給決定を受ける必要があります。

問い合わせ先

- [1. ～ 6. の事業所指定に関する問い合わせ]
保健福祉局障がい者施設支援課 施設支援係
TEL : 092-711-4249
[7. の利用者の支給決定等に関する問い合わせ]
各区福祉・介護保険課または健康課